

# H31年度鳥取県働き方改革中長期専門家活用支援事業補助金のご案内

働き方改革（働きやすい職場づくり、生産性向上等）に資する助言及び支援を受けるために、6月以上、定期的に（月1回以上の訪問を受ける）外部の専門家を活用する事業に対し、当初の契約経費を支援します。

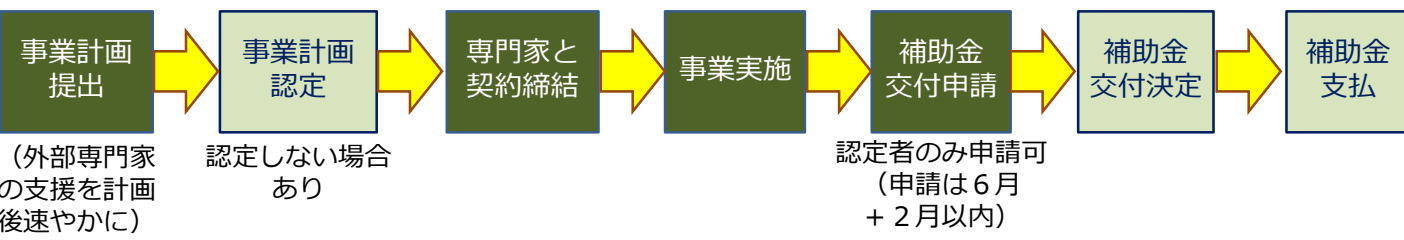
## 募集事業の概要

※事業の詳細は、ホームページに掲載している補助金交付要綱・募集要領で御確認ください。

項目	説明
事業計画申請 受付期間	平成31年4月17日（水）～令和2年（2020年）2月28日（金） ※随時募集しますが、予算の状況により、 <b>年度途中で募集受付を終了する場合があります。</b>
対象者	・県内に事務所を有する中小企業者 ※中小企業者とは、個人事業者、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合等をいいます（中小企業等経営強化法第2条第1項）。
対象事業	働き方改革（働きやすい職場づくり、生産性向上等）に資する助言及び支援を受けるために、6月以上、定期的に（月1回以上の訪問を受ける）外部の専門家を活用する事業
対象経費	働き方改革に資する助言及び支援を外部専門家から受け、当該外部専門家へ支払う報酬、謝金、顧問料等（旅費、日当、宿泊料を含む）のうち、 <b>契約の開始日から6月までの期間の助言及び支援に係る経費</b> ※外部専門家とは、個人又は法人で、働き方改革（働きやすい職場づくり、生産性向上等）に資する具体的な助言及び支援を行う者としてします。 ※補助対象者と外部専門家の契約は、次の要件をすべて満たすものとします。 ・事業計画認定を受けた後に、書面で契約（契約、覚書等、名称は問わない）を締結すること ・契約期間が6月以上であること ・契約期間内に定期的に（1月に1回以上）外部専門家の訪問を受け、働き方改革に係る具体的な助言及び支援を受ける内容であること ※補助事業の事業計画の認定及び補助金の交付決定は、1社につき同一年度に各1回とします。
補助金額	上限額 15万円（補助率：補助対象経費の2分の1）

## 事業の流れ

- ①外部専門家からの支援を受けることを計画後、速やかに事業計画申請書を県へ提出してください。
- ②提出された事業計画の内容を県で審査し、認定（又は不認定）を通知します。
- ③事業計画認定後、外部専門家と働き方改革に係る助言・支援を受ける契約を書面で締結します。
- ④事業を実施し、事業を6か月間実施後、2か月以内（＝事業開始後8月以内）に補助金交付申請書（兼実績報告書）を県へ提出してください。
- ⑤交付申請書の内容を確認し、補助金の交付決定・額の確定、その後、支払を行います。



## 【本補助事業に関する問合せ先】

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター  
 住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 本庁舎7階  
 フリーダイヤル：0120-833-877  
 電話：0857-26-7662 ファクシミリ：0857-26-8169  
 電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp  
 URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/283157.htm

